

こ成保第 366 号
令和 7 年 6 月 3 日

公益財団法人児童育成協会
理事長 鈴木 一光 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

企業主導型保育事業実施者の財務健全性把握の更なる徹底について

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づく仕事と子育て両立支援事業として、多様な働き方に対応した子育て支援として、企業による従業員のための保育施設の設置・運営を推進してきた。

企業主導型保育事業の継続的かつ安定的な実施には、事業実施者の経営基盤及び財務状況が大きく影響し、財務健全性が確保されていることが不可欠であるところ、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機の余波、物価高騰等の影響も懸念される中、事業実施者の財務健全性の確認の重要度は一層増している。

事業実施者の財務健全性の確認については従来より実施されているところではあるが、こうした状況を踏まえ、より実態に即した経営基盤・財務状況の確認を行い、本事業の継続かつ安定的な実施に資するよう万全を期されたい。